

## 宅地建物取引士死亡等届出書について

次の提出理由に該当した場合、届出者は30日以内に宅地建物取引士死亡等届出書等を提出する必要があります。

提出部数： 1部		
提出先： 山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 別館3階 ※郵送（簡易書留）可		
提出の理由	届出者	提出書類
死亡した場合	相続人	①宅地建物取引士死亡等届出書 ②戸籍（除籍）謄本 死亡した事実と届出人が相続人であることがわかるもの ③宅地建物取引士（旧主任者）証・・・持っていた場合
破産者になった場合	本人	①宅地建物取引士死亡等届出書 ②裁判所の破産宣告の決定書の写し ③宅地建物取引士（旧主任者）証・・・持っていた場合
所定の刑に処せられた場合 (法第18条第6号、第7号)	本人	①宅地建物取引士死亡等届出書 ②裁判所の判決書等の写し ③宅地建物取引士（旧主任者）証・・・持っていた場合
心身の故障により取引士の事務を適正に行うことができなくなった場合	本人又は法定代理人若しくは同居の親族	①宅地建物取引士死亡等届出書 ②病名・障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書 ③宅地建物取引士(旧主任者)証・・・持っていた場合

問い合わせ先 山梨県県土整備部 建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730
---